

平成28年 第1回

# 渡島西部広域事務組合議会

## 定例会 会議録

平成28年2月26日 開会

平成28年2月26日 閉会

渡島西部広域事務組合議会

会議録の作成にあたっては、誤字・脱字等に十分注意しましたが、時間の関係上、印刷原稿の校正は、初校しか出来ませんでした。

誤りのある場合は、誠に恐縮ですが、ご理解いただきたくお願いいたします。

**渡島西部広域事務組合 議会議長 溝部 幸基**

# 目 次

平成28年2月26日（金曜日）第1号

○議事日程及び会議に付した事件	1 頁
○出席議員	1 頁
○欠席議員	1 頁
○出席説明員	1 頁
○職務のため議場に出席した議会事務局職員	1 頁
○開会・開議宣告	2 頁
○議事日程・諸般の報告	2 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名	2 頁
○日程第2 会期の決定	2 頁
○日程第3 管理者の行政報告	2 頁
○日程第4 議案第1号 職員の給与に関する条例等の一部改正について	3 頁
○日程第5 議案第2号 渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部改正について	7 頁
○日程第6 議案第3号 平成27年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第4号）…	8 頁
○日程第7 議案第4号 積立金の処分について	13 頁
○日程第8 議案第5号 平成28年度渡島西部広域事務組合一般会計予算	14 頁
○日程第9 閉会中の継続調査の申し出について	31 頁
○日程第10 閉会中の正・副議長、議員の出張承認について	32 頁
○閉会の議決	32 頁
○閉会宣告	32 頁

## 提出案件及び議決結果表

議案番号	件名	議決月日	議決結果
1	職員の給与に関する条例等の一部改正について	2月26日	原案可決
2	渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部改正について	2月26日	原案可決
3	平成27年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第4号）	2月26日	原案可決
4	積立金の処分について	2月26日	原案可決
5	平成28年度渡島西部広域事務組合一般会計予算	2月26日	原案可決
	閉会中の継続調査の申し出について	2月26日	承認
	閉会中の正・副議長、議員の出張承認について	2月26日	承認

# 平成28年第1回 渡島西部広域事務組合議会定例会

平成28年2月26日（金曜日）第1号

---

## ◎議事日程及び会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 管理者の行政報告  
日程第4 議案第1号 職員の給与に関する条例等の一部改正について  
日程第5 議案第2号 渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部改正について  
日程第6 議案第3号 平成27年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第4号）  
日程第7 議案第4号 積立金の処分について  
日程第8 議案第5号 平成28年度渡島西部広域事務組合一般会計予算  
日程第9 閉会中の継続調査の申し出について  
日程第10 閉会中の正・副議長、議員の出張承認について

---

## ◎出席議員（12名）

議長	12番	溝部 幸基（福島町）	副議長	11番	又地 信也（木古内町）
	1番	佐藤 孝男（福島町）		2番	堺 繁光（松前町）
	3番	手塚 昌宏（木古内町）		4番	福嶋 克彦（木古内町）
	5番	吉田 峰一（知内町）		6番	花田 勇（福島町）
	7番	谷口 康之（知内町）		8番	西村 健一（松前町）
	9番	伊藤 政博（知内町）		10番	伊藤 幸司（松前町）

---

## ◎欠席議員（0名）

---

## ◎出席説明員（18名）

管理者	鳴海 清春	副管理者	高木 壽
参与	石山 英雄	参与	大野 幸孝
参与	大森 伊佐緒	幹事	若佐 智弘
幹事	網野 眞	幹事	大野 泰
監査委員	本庄屋 誠	会計管理者	飯田 富雄
事務局長	中島 和俊	消防長	高田 豊
衛生センター長	田中 一郎	松前消防署長	住吉 政美
福島消防署長	中島 昌彦	知内消防署長	浅部 正
木古内消防署長	澤口 秀喜	消防本部次長	祐川 正

---

## ◎欠席説明員（0名）

---

## ◎職務のため議場に出席した議会事務局職員（3名）

次長	西田 啓晃	書記	梅岡 忍
書記	鳴海 千草		

---

◎開会・開議宣告

---

○議長（溝部幸基）

本日は、大変、ご苦労様です。

只今の出席議員は12名で、議員定数の半数に達しており、会議は成立いたしましたので、平成28年第1回定例会を開会いたします。

---

◎議事日程・諸般の報告

---

○議長（溝部幸基）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

また、諸般の報告も、既に印刷のうえ、皆さんのお手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

---

◎会議録署名議員の指名

---

○議長（溝部幸基）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、規定に基づき、11番又地信也議員、1番佐藤孝男議員を指名いたします。

---

◎会期の決定

---

○議長（溝部幸基）

日程第2 会期の決定を、議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

---

◎管理者の行政報告

---

○議長（溝部幸基）

日程第3 管理者より申し出がありますので、行政報告を行います。

鳴海青春管理者。

○管理者（鳴海青春）

議員の皆様には、大変忙しい中、第1回定例会にご出席いただき、ありがとうございました。

行政報告

平成28年渡島西部広域事務組合議会第1回定例会の開催にあたり、平成27年第3回定例会以降の行政報告を申し上げます。

## 1 点目の衛生関係について

昨年12月4日に開催の、し尿処理施設整備に関する調査特別委員会で、計画の見直しの上承を頂きましたストックヤード建設につきましては、全体の概要がまとまり、現在、工事費の積算作業を行っているところです。しかし、積算作業の終了が3月中旬頃になる見込みであり、平成28年度の当初予算での計上が困難な状況から、補正予算での計上を予定してございます。なお、工事費が確定次第、早い時期に調査特別委員会を開催していただき、その後の臨時会に予算を提案したいと考えてございます。

## 2 点目の消防関係について 最初に、火災について

12月1日、知内町中の川地区で漁業用物置等が焼損する火災が発生しましたが、幸い人命被害はありませんでした。なお、12月から1月までの火災発生は1件、救急出場は206件となっており、詳細につきましては、別紙1に整理してございますので、ご参照ください。

### 次に、消防救急デジタル無線整備事業の進捗状況について

消防救急デジタル無線整備工事につきましては、松前町、知内町、木古内町の各消防署における活動波の基地局無線機及び車載無線機の設置を終え、各管轄エリアの通信試験を2月11日に終了しております。

今後は、各消防署において、無線機等の操作訓練を予定しているところです。

他の行事等につきましては、別紙2に整理してございますので、後ほどご参照願います。

今般の定例会に提案申し上げます案件は、条例の一部改正2件、平成27年度一般会計補正予算、平成28年度一般会計予算及び積立金の処分計5件でございます。

詳しい内容は、後ほど担当者から説明いたしますので、ご審議のうえ、議決賜りますようお願い申し上げます。行政報告といたします。

よろしくお願いたします。

## ○議長（溝部幸基）

行政報告を終ります。

---

## ◎議案第1号 職員の給与に関する条例等の一部改正について

---

### ○議長（溝部幸基）

日程第4 議案第1号 職員の給与に関する条例等の一部改正についてを、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中島和俊事務局長。

### ○事務局長（中島和俊）

それでは、議案第1号を説明します。議案の1ページを、お開きください。

議案第1号 職員の給与に関する条例等の一部改正について

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を、次のように定めます。

平成28年2月26日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

改正条文につきましては、平成27年4月1日遡及関係を第1条として1ページから4ページに、また、平成28年4月1日施行分を第2条として5ページから6ページに、施行期日等の附則を、6ページに記載しております。

5ページをご覧ください。

5ページ中段には、第4条の2第2項の改正として、地方公務員法第25条で条例定義となった級別標準職務表を別表第6として定義し、また、第21条勤務時間1時間当りの給与額の算出では、北海道の指導に沿った改正について記載しております。

6ページをお願いします。

6ページ中段には、別表第6の級別標準職務表を、追加しております。

また、附則第4条は、給与条例同様、地方公務員法第24条の条項づれが生じた「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」を、附則にて改正するものです。

議案の内容を説明します。議案説明資料の1ページを、お願いします。

## 1 提案の理由について

今年度の職員の給与改定に関する人事院勧告は、民間との給与較差を埋めるため、給与水準を引き上げるものとしており、当組合の給与条例についても、当該勧告に基づき一部改正するとともに、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、関連する条例についても、併せて改正するものです。

また、時間外勤務手当等の1時間当りの給与額の算出方法について、北海道から該当する市町村に対し、現行の算定方法の中から国民の祝日等の時間を減ずる必要があるとの指導がありましたので、併せて改正しようとするものです。

## 2 主な改正内容について

### 第1条関係【平成27年4月から適用】

(1) 給料表の改定〔別表関係〕です。

初任給・若年層に重点を置いた改定とします。

平均0.4%引上げで、各々の級で1,100円の引き上げを基本としていますが、4ページから6ページまでの給与改定比較表の差額欄のとおり、若年者の引き上げを重点としております。

(2) 期末・勤勉手当の改定〔第19条第2項関係〕です。

民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.1ヵ月引き上げ、再任用は0.05ヵ月引き上げ、現行の4.1月から4.2月に改定します。

引上げ分については、民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため勤勉手当に配分しますが、今年度の引き上げ分は、12月の勤勉手当とします。今年度の配分状況については、下記の①・②の表のとおりです。

2ページをお願いします。

③条例改正に伴う職員118人に対する影響額は、合計774万7千円です。

また、給料の99人については、平成26年度の給与引き下げ改定時の経過措置、現給保証の今年度該当者19人を除いた数です。

なお、職員手当等の勤勉手当や、共済費の負担金については、職員118人全員が対象となります。

### 第2条関係【平成28年4月から施行】

(1) 地方公務員法改正に伴う法律の条項づれの整理、〔第1条関係・附則第4条〕関係です。

地方公務員法第24条第2項が削られたことから、同条第6項を第5項に繰り上げるものです。

(2) 等級別基準職務表の追加と条文の改正〔第4条の2第2項関係〕です。

現在、「初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」で定義している級別標準職務表を、能力及び実績に基づく人事管理に伴う職務給の原則を徹底するため、条例に追加するとともに、関係条文を「規則で定める。」から「別表6のとおりとする。」に改正します。

(3) 期末・勤勉手当の改定〔第19条第2項関係〕です。

第1条で改正する勤勉手当の支給月数の増0.1月分、再任用は0.05月分を、平成28年度以降は、6月と12月の支給月に、下記の①・②の表のとおり均等に配分しようとするものです。

3ページです。

(4) 勤務1時間当りの給与額の算出方法の改定〔第21条関係〕です。

時間外勤務手当や休日勤務手当、夜間勤務手当における勤務1時間当りの給与額の算出については、国家公務員と同様としておりましたが、北海道から該当する市町村に対し、管内では4つの町ですが、現行の積算方法に不備があると指導がありましたので、労働基準法施行規則第19条に基づき、改正するものです。

改正前は、表のとおり「その額を1週間の勤務時間に52を乗じたもので除した額とする。」としておりますが、改正後は、「規則で定める時間を減じたもの」という条文を追加するものです。

参考の①3行目の（その月によって所定労働時間が異なる）とは、祝日や年末年始の休日のある月は、その休日の時間数が減じられるため、労働時間が異なるということです。このため、今後は、従来用いていた総勤務時間数から、祝日等の時間数を差引き、勤務1時間当りの給与額を算出してまいります。

規則の改正内容は、参考の②のとおりです。

北海道から改正指導のあった町では、既に改正済み、または、今後、改正予定とのことでした。  
なお、当該改正に係る影響額については、諸般の事情により、当初予算に反映できませんでした。  
新年度に入り調整いたしますので、よろしく願いするとともに、この場をお借りしお詫び申し上げます。

### 3 施行期日について

施行日は公布の日からとします。

第1条関係は、平成27年4月1日から適用し、第2条関係は、平成28年4月1日から施行します。

以上で、説明を終わります。よろしく願いいたします。

#### ○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

#### ○議長（溝部幸基）

9番 伊藤政博議員。

#### ○9番（伊藤政博）

伊藤です。2点について、お尋ねします。

まず最初に、勤務1時間当りの変更とありますが、今の説明ですと、道から現行のやり方では不備があるから、訂正しようとするということでありませう。

残念なことに、当初予算では影響額が算出できないので、補正対応ということで有りますが、道から何時指導があったのか、どうか、まずその辺をお尋ねします。1点目でありませう。

2点目にです、議案の6ページに、等級別基準職務表があります。

これを見ますと、簡単に言うと、係長ならここまでの級ですよ、課長ならここまでの級ですよという決めがあるわけですが、その中で、2級以上で「2」という部分が、それぞれあるわけですね。では、相当困難な業務を処理するという形が入って「2」に該当すれば、1つ下の職務の者も、その級に上がれるとなってますが、それでは、具体的に、相当困難な業務を処理するというのは、どんな事を意味しているのか、まず、これをお尋ねしたいことと、併せて、例えば、係長を例に取りますけれど、3課があって、3人の課長が居て、それぞれ一つづつの係に係長さんが居るとします。係長さん、それぞれ年度によって変わりますよね。

ですから、相当困難な業務にある係長さんは、1級上げることが出来る場合、担当の係長が、換わった別の係長に転じたら、普通の業務の係長さんだった場合、4級の者を3級に下げるといふ。当然ながら、これを見ると相当困難な業務で無くなる訳ですから、今までの給料の中で考えると、そういう事は、なかなか出来難い。それを、級を上げるのではなくて、その分は、手当で手当するのがですね、本来の考え方だと思ふんですが、この辺の見解をお尋ねします。以上です。

#### ○議長（溝部幸基）

中島和俊事務局長。

#### ○事務局長（中島和俊）

ご質問は、3点でした。

1つ目の北海道からの指導でございます。

実は、広域事務組合は、直接の指導はございませんでした。

ただ、構成町の中で、松前、福島、知内の3町には、去年の夏の給与実態調査という調査の中で、1時間当りの計算方法が、労働基準法に基づく、地方公務員は労働基準法の該当の公務員でございますが、従来は、国家公務員の計算方法を使っていますけれど、地方公務員は、労働基準法が該当するんだということで、これは不備である、直すべきであるということで、構成町3町に指導があったんです。

それで、今回の条例改正は、構成町との担当者会議等で、そういう話があるという情報を、年末年始にかけ事務局で構成町担当者からいただき、その内容に基づき組合条例を調べたら、指導のあった内容と同じであるということで、それで条例、それから当初予算の編成、予算編成が各町のご都合で締切り等がありましたので、まず、事務局がその情報を掴まえるのが遅かったという中で、構成町負担金のこともございましたので、反映できなかったということが、まず1つ目です。

それから議案の6ページのそれぞれ「相当困難な」という表現は、例えば、新採用になります、何年かは定例的な業務になります。一定の状態に慣れてくると、更に困難だということで、そういう中で1級から2級、或いは係長であれば、係長になった最初の年から一定の年限が経つと、次の困難なという段階を1つづつ上がりながら、次の役職、立場に移行する段階の状態を「相当困難な或いは相当高度な」としています。

それから係長が異動したら、次の係長として、その方が下がるのか、上がるのか、ということですけど、その職員にあっては、異動する、或いは、異動しても異動しなくても、一定の年数の中で、それぞれの経験年数の中で、非常にその経験を積んで行きますので、どこかの部署からどこかの部署に行っても、その経験を生かした状態で仕事をするということですから、級が下がるとか、そういうことはございません。

以上です。

**○議長（溝部幸基）**

9番 伊藤政博議員。

**○9番（伊藤政博）**

まず、1時間当りの給与額の算定ですが、金額的には、なかなか算定できないかもしれませんが、現行の総勤務時間数から、何時間程度、今回の考え方として、何時間ぐらい減じる形となるのか、まず1点。

それから2つ目ですね。

相当困難な業務を処理するという考え方が、多分、根本から違うんですね。

私は、業務の内容によって、かなり技術とか、専門性が必要だとか、そんなふうに認識していたんですが、今の事務局長の説明ですと、経験年数を積むことによってですね、それなりにスキルが上がって、それ相当困難な業務という意味合いだと。経験年数なんですね。中身はね。だろうと、私は解釈するんですがね。

そうであれば、もっとそういう表現をした方が良いのではないかと。それでは、私のように誤解を受けないような表現の仕方は、あると思うんです。

他の構成4町で、どんな表現をしているか分かりませんが、ちなみに知内町の場合では、「高度な知識又は経験を必要とする業務を行い得ると認められた者」という形になっていますね。

要するに、ある程度、経験を積んできた、或いは、その前の級の何号俸まで何年を経過した者とか、そういう具体的な、時間的な要素をきちんと入れているんですが、その方が分かりいいんですが。

これですと、私のような何か特別な業務については、級を上げるんだと取られますので、その辺の考え方を整理されたら如何かと思うのですが、その辺の見解を伺います。

**○議長（溝部幸基）**

中島和俊事務局長。

**○事務局長（中島和俊）**

時間数の減じる時間数は、現在は、1週間38時間45分の52週です。

それから、休日が、祭日・年末年始の休暇あわせて、今年から21日になりますが、この1日7時間45分を掛けた163時間を差引きますと、1,852時間というのが、これから分母になる数字です。

それから、もう1つはですね、業務内容、これもですね、「初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」の中で、人事院規則に準じて、1級から2級に行くのは何年とか、概ねの関係がありますけれど、それが、この表となって規則にあります。

それから今、知内町と広域の「高度な」とか表現が少し違いますね。ということですけども、これは、概ね先ほど言った人事院規則、昔、準則と言った人事院規則の中で、そういう表現になっているのを、各町が少し状態を変えたりしながら使っている、基本は同じなんです。

**○議長（溝部幸基）**

高木 壽副管理者。

**○副管理者（高木 壽）**

只今、ご質問いただきました級別標準職務表の関係でございますが、確かに議員仰るとおり、この同じ級の中に、本来業務の所と、2として「困難或いは相当困難」というものがございます。

この表現の使い方については、各々の団体の中で、市町村の権限でできるわけでございますが、たまたま私ども広域の方では、人事院の国のやつをそのまま使っております。

そういう意味では、今、議員仰るとおり、ちょっとこのままでは理解が、ちょっと苦しむようなところも確かにあるかとも思います。それで、それぞれの市町村では、仰ったような、そういう「得る者」という形での表現、分かりやすい表現を使っている所も確かにございます。

ここで本来、国の方で言っておるのは、国は、いろんな職務や職責が沢山あるものですから、例えば、総括課長、いわゆる市町村で言えば総務課長でございますが、こういう職務というのは、相当困難という職に該当させてございます。それ以外にも、いろんな職務がありますから、そういう振分けをしていくわけですが、ここで言っていることは、基本的にはそういうことなんですね。

それで、ただ、そこで、そしたら総務課長から平課長に変わる事だって、市町村ではある訳です。場合によっては、そういう時は、どうするんだという確かめるご質問だと思います。

そういうものを解消するためには、確かに個々の町村で作っております、そういう資格といいますか、識見を有する者という解釈も含めた取り扱いをやっていることも、現実でございます。

そういう事で、そういう意味では、このままではちょっと誤解を招くような状況であれば、私どもの方でちょっと検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（溝部幸基）

その他、質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。議案第1号を決することに賛成の方は、起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第1号は可決いたしました。

---

◎議案第2号 渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部改正について

---

○議長（溝部幸基）

日程第5 議案第2号 渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部改正についてを、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高田 豊消防長。

○消防長（高田 豊）

それでは、定例会議案と、別冊で配布しております議案説明資料で説明させていただきますので、定例会議案の7ページをお開き願います。

議案第2号、渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部改正について。

渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月26日提出。渡島西部広域事務組合管理者。

提案理由等を説明しますので、別冊議案説明資料の7ページを、お開き願います。

内容につきましては、朗読し、若干の説明を加えさせていただきます。

議案第2号関係 渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部改正について

1 提案の理由について

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（平成27年総務省令第93号。以下「対象火気省令」という。）が、平成

27年11月13日に交付されました。

改正前の対象火気省令（平成14年総務省令第24号）が施行後10年以上経過し、当初想定していなかった設備及び器具が流通してきたことから、それらの機器等への対応を図るために改正したものであり、これに伴い、火災予防条例（例）（昭和36年11月22付け自消甲予発第73号）の一部が改正されたことから、当組合の火災予防条例の一部を改正するものであります。

## 2 改正の概要について

火災予防条例第3章、第1節「火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生の恐れのある設備の位置、構造及び管理の基準」の別表3において、主として、一般家庭で使用する機器類の中に、新たな機器ガスグリドル付コンロを追加するとともに、従来の機器類の整理統合や備考欄に一括記載している注釈を、機器ごとに区分しようとするものです。

主な改正点は、表のとおりであります。

追加されたガスグリドル付コンロとは、グリルの部分、いわゆる魚焼器の部分が、お好み焼のプレート状になったもので、そのプレートをガスの直火により加熱調理するコンロであります。その機器が、燃焼実験の結果、離隔距離において、従来のガスグリドル付コンロと何ら変わらないことが判明しましたので、同じ項に追加するものであります。ちなみに離隔距離とは「可燃物と燃焼器具との安全な距離」を言います。

また、電気コンロ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器は、機器ごとに離隔距離が決められていましたが、「発熱体と同じ」であるため「電気調理用機器」と、一括統合されたものです。

なお、備考欄の注釈は、改正前、機器等において全種類を通しての注釈でありましたが、改正後は、機器の項目別に、「注、注1、注3」と整理したものであります。

## 3 施行年月日は、平成28年4月1日からでございます。

以上で、議案第2号の提案理由の説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

### ○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。

（「なし」という声あり）

### ○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。討論を行います。

（「なし」という声あり）

### ○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。議案第2号を決することに賛成の方は、起立を願います。

（賛成者起立）

### ○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第2号は可決いたしました。

---

## ◎議案第3号 平成27年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第4号）

---

### ○議長（溝部幸基）

日程第6 議案第3号 平成27年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第4号）を、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中島和俊事務局長。

### ○事務局長（中島和俊）

それでは、議案第3号を説明します。議案の12ページを、お開きください。

議案第3号 平成27年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第4号）

平成27年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,291万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ18億3,433万8千円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年2月26日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

まずは、補正の主な内容について、説明いたします。

歳出は、給与条例改正に伴う職員118人分の人件費の追加、また、消防救急デジタル無線整備や災害対応特殊救急自動車購入等の入札減、年度末に向けた実績精査による予算整理であります。

歳入は、し尿処理手数料や浄化槽汚泥処理手数料、物品売払収入等の実績による増減、また、ストックヤードの実施設計や災害特殊車両購入等の国庫補助金の増減、歳出総額の減額に伴う構成町の負担金整理です。

それでは、歳出から説明します。29ページをお願いします。

補正内容は、10万円以上の主な増減のあった節を中心に説明します。ご了解ください。

1款議会費、項及び目、同じで、25万2千円の減額です。

1節報酬12万円の減、また、9節旅費10万2千円の減は、3回の予定の調査特別委員会が1回となったことから、2回分の報酬と費用弁償、また、議会開催時のバス代等で減です。

次30ページです。

2款総務費、1項総務管理費、1目事務局費103万6千円の減額です。

2節給料5万4千円の増は、今回の給与改定の該当者2人の引き上げ分と、10月の人事異動1人の給与差額、合わせて3人分の増です。

3節職員手当等14万5千円の減は、現給保証職員を含む職員4人の給与改定に伴う期末・勤勉手当等への影響、また、住居手当や時間外勤務手当等の実績精査による差し引きによる減であります。

4節共済費8万5千円の減は、共済組合負担金における負担金率の増減と、昨年10月実施の被用者年金一元化に伴う標準報酬制への移行に伴うものです。

以上により人件費関係は、差し引き17万6千円の減となりました。

13節委託料55万9千円の減は、給与システム改修委託料等の見積り合せ等による減です。

なお、このあと説明する衛生費と消防費の給料の説明欄には、給与改定の該当人数のみを記載しております。職員手当等及び共済費の人数は、現給保証者を含む人数です。ご了解ください。

また、共済組合負担金については、従来の手当率制の計算方法である(給料月額×負担率)が、10月から標準報酬制の((給料月額と手当支給額の合計額)×負担率)に変更になりました。

また、負担率においても、予算編成時に使った平成26年度負担率と3月下旬の新年度確定率の差し引き増減、さらには、10月の制度移行に伴う率の増減があったところです。

当初予算編成時には、負担率の増減や制度移行の影響額が不明であったことから、9月の標準報酬月額決定を待って、再算定の上、補正するとしておりましたので、今回、関係予算に増減が生じております。この点、併せてご了解ください。

31ページです。

2項監査委員費、1目同じで、35万2千円の減額です。

9節旅費29万3千円の減は、出張見合せ等により普通旅費が減となったものです。

32ページです。

3款衛生費、1項清掃費1,641万円の減額です。

1目し尿処理費1,121万8千円の減額です。

2節給料から4節共済費までの職員3人分の人件費は、差し引き7万1千円の減となりました。

9節旅費5万5千円の増は、新年度採用職員1人分の赴任旅費です。

11節需用費810万円の減は、消耗器材費等の薬品費等が488万2千円、また、燃油単価の値下りによる燃

料費 274 万 8 千円の減が主な内容です。燃料費の減額は、各予算科目においても同様であります。

13 節委託料 294 万 7 千円の減は、し尿収集量が 400 k l 減少見込みに伴う 269 万 7 千円の減等です。  
33 ページです。

2 目ごみ再生処理費 323 万 5 千円の減額です。

2 節給料から 4 節共済費までの職員 2 人分の人件費は、差引き 1 万 9 千円の増です。

11 節需用費 260 万円の減は、消耗器材費等 125 万 7 千円、燃料費 82 万 3 千円、また、新電力移行による光熱水費 34 万 6 千円等の減です。

13 節委託料 64 万 3 千円の減は、ストックヤード建設工事実施設計業務委託料 59 万 4 千円の減等です。  
34 ページです。

3 目最終処分場処理費 185 万 7 千円の減額です。

3 節職員手当と 4 節共済費の職員 1 人分の人件費、差引き 3 万 1 千円の減です。

11 節需用費 160 万円の減は、消耗器材等 34 万 6 千円、燃料費 56 万 4 千円、光熱水費 38 万円等の減であります。

18 節備品購入費 16 万 2 千円の減は、バックホウ購入の入札減です。

35 ページです。

4 目し尿処理施設費 10 万円の減額です。業務委託料の減及び解体工事費の入札減です。

36 ページです。

4 款の消防費について、説明します。

1 項常備消防費 1,135 万 3 千円の減額です。

1 目消防本部費 1,495 万 3 千円の減額です。

2 節給料から 4 節共済費までの職員 3 人分の人件費は、差し引き 13 万 3 千円の増です。

15 節工事請負費 1,489 万 5 千円の減は、消防救急デジタル無線整備工事の入札減です。

37 ページです。

2 目松前消防署費 179 万 9 千円の追加です。

2 節給料から 4 節共済費までの職員 3 4 人分の人件費は、差し引き 357 万 9 千円の増です。

2 節共済費の職員共済組合負担金が、標準報酬制移行の影響で 164 万 6 千円の追加です。他の消防署費においても、同様の状況であります。

また、9 節旅費 84 万 5 千円の減、11 節需用費 30 万円の減、12 節役務費 28 万 1 千円の減、13 節委託料 16 万 7 千円の減、19 節負担金、補助及び交付金 14 万 5 千円の減等は、説明欄の細説に記載のとおり、いずれも実績精査によるものです。

38 ページです。

3 目福島消防署費 132 万 4 千円の追加です。

2 節給料から 4 節共済費までの職員 2 3 人分の人件費は、差し引き 221 万円の増です。

9 節旅費 24 万 3 千円の減、11 節需用費 32 万円の減、12 節役務費 18 万 8 千円の減等は、いずれも実績精査です。

39 ページです。

4 目知内消防署費 136 万 6 千円の追加です。

2 節給料から 4 節共済費までの職員 2 5 人分の人件費は、差し引き 195 万 8 千円の増です。

9 節旅費 45 万円の減、12 節役務費 10 万円等の減等は、いずれも実績精査によるものです。

40 ページです。

5 目木古内消防署費 88 万 9 千円の減額です。

2 節給料から 4 節共済費までの職員 2 3 人分の人件費は、差し引き 165 万円の増です。

9 節旅費 25 万 4 千円の減、11 節需用費 123 万 1 千円の減、12 節役務費 32 万 7 千円の減、18 節備品購入費 61 万 8 千円の減、19 節負担金、補助及び交付金 10 万 9 千円の減等は、いずれも実績精査によるものです。

41 ページです。

2 項非常備消防費 275 万 6 千円の減額です。

1 目松前消防団費 62 万 1 千円の減額です。

1 節報酬 24 万 4 千円の減は、団員定数と実人数の差と報酬の実績精査で、他の消防団も同様であります。また、9 節旅費は、費用弁償 24 万円の減です。

2 月 1 日現在の団員数は、1 2 8 人です。

42 ページです。

2 目福島消防団費 133 万 5 千円の減額です。

1 節報酬 37 万 6 千円の減、9 節旅費 66 万 5 千円減のうち、費用弁償が 64 万 3 千円の減です。

11 節需用費 10 万 6 千円の減、18 節備品購入費は貸付被服購入費が 10 万 2 千円の減です。

現在の団員数は、7 2 人です。

43 ページです。

3 目知内消防団費 21 万 1 千円の減額です。

1 節報酬 5 万 7 千円の減や、14 節使用料及び賃借料 6 万 3 千円の減など、実績精査による減です。

現在の団員数は、7 8 人です。

44 ページです。

4 目木古内消防団費 58 万 9 千円の減額です。

1 節報酬 32 万円の減、9 節旅費 48 万 3 千円減のうち、費用弁償が 48 万円の減です。

18 節備品購入費 50 万 6 千円の増は、今年度入団した団員 6 人のうち、4 人分の貸付被服購入費の追加です。2 人分の貸付被服については、既存予算で対応しました。

現在の団員数は、7 4 人です。

45 ページです。

3 項消防施設費 750 万 4 千円の減額です。

1 目松前施設費 40 万 3 千円の減額です。

15 節工事請負費 38 万 7 千円の減は、防火水槽の新設工事等の入札減等です。

46 ページです。

2 目福島施設費 576 万 5 千円の減額です。

18 節備品購入費 555 万 9 千円の減は、災害対応特殊救急自動車購入に係る入札減です。

19 節負担金、補助及び交付金 15 万 9 千円の減は、消火栓更新工事負担金の減です。

47 ページです。

3 目知内施設費 108 万 9 千円の減額です。

15 節工事請負費 62 万 4 千円の減は、防火水槽新設工事費の入札減です。

19 節負担金、補助及び交付金 46 万 5 千円の減は、消火栓更新工事負担金の減です。

48 ページです。

4 目木古内施設費 24 万 7 千円の減額です。

13 節委託料 15 万 6 千円の減は、庁舎耐震改修等の実施設計に係る入札減です。

15 節工事請負費 9 万 1 千円の減は、庁舎トイレ改修工事等の入札等の減です。

49 ページです。

5 款公債費、1 項同じ、2 目利子、23 節償還金利子及び割引料 49 万 8 千円の減額は、消防救急デジタル無線整備事業において、一時借入金として 2 億 2 千万円を予定していましたが、一時借入が不要となったため、当該事業予定の利子を減額するものです。

50 ページです。

6 款諸支出金、2 項積立金 1,724 万 9 千円の追加です。

1 目衛生センター施設整備基金積立金 1,733 万 8 千円の追加は、歳入に追加する地方交付税 1,575 万 4 千円と、浄化槽汚泥処理手数料 158 万 4 千円を財源とするものです。

51 ページです。

2 目石油貯蔵施設立地対策等交付金基金積立金 8 万 9 千円の減額は、歳入で減額する道支出金分で、北斗市の石油備蓄量減少による交付金の減です。

それでは、ここで各基金の積立状況等を説明します。

別冊の議案説明資料 8 ページを、お開きください。最後のページです。

まずは、上の平成 27 年度の衛生センター施設整備基金積立金を説明します。

表の左下、計欄により説明します。

平成 26 年度末の現在高は、1 億 2,644 万 1,242 円でした。

これに平成 27 年度に合計 3,132 万 6,941 円を積立て、年度末の基金見込額を 1 億 5,776 万 8,183 円とするものです。

構成町ごとの基金割合及び平成 27 年度積立金の財源内訳は、記載のとおりです。ご参照をお願いします。

次に、石油貯蔵施設立地対策等交付金基金積立金です。

平成 26 年度末の現在高は、411 万 9,647 円でした。

これに平成 27 年度に合計 191 万 5,163 円を積み立て、年度末の基金見込額を 603 万 4,810 円とするものです。

当基金は、木古内消防署の事業実施に係る財源であります。

以上で、歳出の説明を終わります。

次に、歳入を説明します。議案の 17 ページにお戻りください。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金の 2,765 万 2 千円の減額は、17 ページの 1 目衛生負担金 442 万 4 千円の減と、18 ページの 2 目消防負担金 2,322 万 8 千円の減の合計であります。

各負担金の構成町ごとの増減については、説明欄に歳出科目ごとに記載していますが、衛生負担金の福島町分については、福島町が衛生センター施設整備に係る地方交付税の受け取り窓口であることから、今回、1,575 万 4 千円を追加するため増額となったものです。

なお、衛生と消防の負担金の合計額 2,765 万 2 千円の減を、構成町ごとに集計しますと、松前町が、1,541 万 2 千円の減、福島町が、583 万 8 千円の増、知内町が、1,020 万 5 千円の減、木古内町が、787 万 3 千円の減となりました。

19 ページです。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料 79 万円の追加です。

1 目し尿処理手数料 216 万円の減額は、実績勘案による収集量 400 k $\ell$ 減分です。

20 ページです。

2 目浄化槽汚泥処理手数料 158 万 4 千円の追加は、実績勘案により処理量 330 k $\ell$ 追加分です。全額を衛生センター施設整備基金へ積み立てます。

21 ページです。

3 目ごみ処理手数料 52 万円の追加は、実績勘案による、ごみ処理量 100 t 追加分です。

22 ページです。

4 目消防手数料 84 万 6 千円の追加は、各消防署における危険物施設申請の増加によるものです。

23 ページです。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金 307 万 3 千円の追加です。

1 目衛生施設整備補助金 376 万 2 千円の追加は、ストックヤード実施設計費に対する交付金です。

24 ページです。

2 目緊急消防隊設備整備費補助金 68 万 9 千円の減額は、福島消防署の災害対応特殊救急自動車購入に係る入札減に対応した国庫補助金の減です。

25 ページです。

4 款道支出金、1 項道交付金、1 目消防施設整備費交付金 8 万 9 千円の減額は、北斗市の石油備蓄量減少による交付金の減です。

26 ページです。

5 款財産収入、2 項財産売払収入、1 目物品売払収入 80 万円の追加は、アルミプレス等売払い量の増加によるものです。

27 ページです。

7 款諸収入、1 項組合預金利子、1 目同じで、普通預金の利子 5 万 4 千円の追加です。

28 ページです。

2 項雑入、1 目同じで 11 万 2 千円の追加は、その他が、松前消防署飲料用自動販売機の電気料等で 3 万 2 千円の増、また、救急救命士追加講習受講経費助成金 8 万円は、4 署 10 人に対する北海道市町村振興協会からの助成金です。

以上で、説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

暫時、休憩といたします。再開は、3 時 15 分といたします。

---

休憩 15 時 00 分

再開 15 時 15 分

---

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。議案第 3 号を決することに賛成の方は、起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第 3 号は可決いたしました。

---

◎議案第 4 号 積立金の処分について

---

○議長（溝部幸基）

日程第 7 議案第 4 号 積立金の処分についてを、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中島和俊事務局長。

○事務局長（中島和俊）

それでは、議案第 4 号を説明します。議案の 52 ページを、お願いします。

議案第 4 号 積立金の処分について

次のとおり渡島西部衛生センター施設整備基金の積立金を、平成 28 年度渡島西部広域事務組合一般会計に繰り入れ、支消するものとする。

平成28年2月26日提出 渡島西部広域事務組合管理者

- 1 支消金額 3,617万7千円以内
- 2 支消の目的 浸出水処理施設回転円板更新工事費の財源に充当するため

一般廃棄物の最終処分場は、平成11年10月に供用を開始し、現在に至っております。

今回、基金を充当しようとする回転円板は、最終処分場の埋立地からの浸出水を、衛生的に処理し、環境を守るための処理施設の重要な装置です。

装置設置後、16年以上が経過し、円盤や軸等に老朽化が見られること、また、装置製作に約3ヶ月間を要することから、平成28年度に更新いたしたく、その経費全額に、当該基金を充当しようとするものです。

以上で、説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。議案第4号を決することに賛成の方は、起立を願ひます。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第4号は可決いたしました。

---

### ◎議案第5号 平成28年度渡島西部広域事務組合一般会計予算

---

○議長（溝部幸基）

日程第8 議案第5号 平成28年度渡島西部広域事務組合一般会計予算を、議題といたします。

提案理由の説明を求めますが、審議の進め方についてお諮りいたします。

最初に、総括的な予算編成概要についての説明を受け、その後に、歳出、1款議会費及び2款総務費を、次に3款衛生費を、次に4款消防費を、更に5款公債費、6款諸支出金及び7款予備費を4分割して説明を受け、それぞれ質疑を行います。

次に、歳入全般についての説明を受けて質疑を行い、最後に、歳入歳出全般について質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、ただいまお諮りいたしましたとおり、議事を進めてまいります。

#### 〔 提案理由、総括的予算概要 〕

○議長（溝部幸基）

最初に、総括的な予算編成の概要等の説明を求めます。

中島和俊事務局長。

○事務局長（中島和俊）

それでは、平成28年度当初予算について、説明します。

定例会議案と、別冊1の予算説明書、別冊2の予算説明資料、3冊をご用意ください。

まずは、議案の53ページをお願いします。

議案第5号、平成28年度渡島西部広域事務組合一般会計予算

平成28年度渡島西部広域事務組合一般会計予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億965万7千円と定める。

前年度の当初予算と比較すると、2億7,762万円の減となりました。

旧し処理施設解体及び消防救急デジタル無線整備等の大型事業終了によるものです。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時金の借入れの最高額は、4千万円と定める。

平成28年2月26日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

平成28年度予算編成は、厳しい財政運営を進める構成町の状況を重く受け止め、事務事業の簡素・効率化に努め、さらに経費削減を図ることを方針としたところです。

歳出の主な内容は、衛生センターの最終処分場の回転円盤の更新、各消防署における消防施設の整備や消防車両の購入、また、各部門の事務事業の推進に係る経費等です。

歳入は、構成町負担金と各種手数料収入、また、衛生センター施設整備基金の繰り入れ等です。

職員数は、現在の118人に対し115人、3人の減です。

3人の減は、衛生センター1人、福島消防署2人、木古内消防署1人、計4人の減に対し、知内消防署1人増の差し引きによるものです。

再任用については、定年退職10人のうち6人が対象となりますが、4人が当組合で、2人が構成町で再任用となります。現在、再任用の衛生センター1人については、再任用期間終了により退職となります。

職員の採用は、衛生センター1人、松前消防署2人、木古内消防署1人、計4人です。

特別職及び一般職の人数、給料等は、別冊1の予算説明書67ページに、給与費明細書として添付しております。

それでは、別冊2の予算説明資料1ページを、お願いします。

1ページから4ページは、平成28年度の歳入歳出予算総額の前年度比較表です。

歳入歳出とも、総額2億7,762万円の減です。

1ページの歳入では、1款分担金及び負担金が、前年度の大型事業終了に伴い、構成町負担金が3億1,128万8千円の減、また、5款繰入金は、最終処分場の回転円盤更新事業費全額に、基金を繰入れするものです。

また、3ページの歳出では、3款衛生費が、前年度事業終了による減と、3目最終処分場の回転円盤更新工事費の差し引きで9,618万9千円の減、また、4款消防費では、前年度事業終了による減と、各消防署の事業費の差し引きで2億2,458万3千円の減です。

4ページの5款公債費では、汚泥再生処理センター整備に係る、平成24年度起債の償還開始等で2,216万4千円の増、また、6款諸支出金では、退職手当組合負担金の3年毎の精算による還付金333万3千円の増です。

詳しい内容は、のちほど所属長が説明します。よろしくお願いします。

5ページは、予算性質別総括表です。

性質別では、人件費と物件費で約76%、款別では、衛生費と消防費で約89%の割合を占めております。

6ページは、目別財源内訳及び構成町別負担金内訳表です。

特定財源は、道補助金や各種手数料収入、基金繰入金等で1億6,088万6千円となっております。

なお、表中段の知内消防団費のその他50万円は、7月10日、知内町で開催予定の平成28年度渡島地方総合訓練大会に対する助成金です。

一般財源は、13億4,686万1千円で、構成町負担金が13億4,331万9千円、その他20万9千円は預金利子等です。構成町別の負担金額は、記載のとおりです。

7ページは、経費別構成町負担金按分表です。

予算編成時の負担割合は、下から2段目の※印の負担率基準係数のとおり、平成27年10月1日現在の住民人口と、平成26年度の衛生センターの実績等により設定しましたが、今年4月1日の住民人口と、衛生センターの27年度年間収集実績量が確定した段階で、改めて基準表を作成のうえ、補正対応する予定です。

予算科目ごと及び構成町ごとの負担割合は、記載のとおりであります。

8 ページは、建設事業計画表です。

事務局 2 件、衛生センター 4 件、松前消防署 7 件、福島消防署 4 件、知内消防署 3 件、木古内消防署 5 件、計 25 件の事業計画です。

9 ページから 14 ページは、この中の 5 事業の図面等を添付しております。

15 ページは、衛生センター廃棄物処理実績 対 前年度比較表です。

平成 27 年度の実績数量については、4 月から 12 月までの実績と、1 月から 3 月までの推計の合計数値としておりますので、あらかじめご了解願います。

浄化槽汚泥処理は、搬入量が 90k1 増、し尿収集は、収集量が 146k1 減、ゴミ処理は、処理量が 25 t 減、最終処分場処理は、埋め立量が 79 t 減、という状況です。

16 ページは、消防概況調です。

職員・団員、車両、防火水槽等は、本年 1 月 1 日現在、また、救急活動状況及び火災発生状況は、昨年 1 年間の数値です。

1 消防署員は、本部職員を含み 108 人、2 消防団員は 350 人、3 救急活動は、1,184 件の出場と 1,139 人の搬送、また、ドクターヘリは 56 件の出場で 56 人の搬送です。

4 火災発生は 7 件、5 消防自動車等は 74 台、6 防火水槽及び消火栓は 596 基という状況です。

以上で、提案理由と予算の概要等について、説明を終わります。

この後、予算科目ごとに所属長からの説明があります。よろしく願いいたします。

#### ○議長（溝部幸基）

総括的事項の説明が、終わりました。

### 〔 1 款 議会費、2 款 総務費 〕

#### ○議長（溝部幸基）

総括的事項の説明が終わりました。

次に、1 款議会費、2 款総務費の説明を求めます。

西田啓晃事務局次長。

#### ○事務局次長（西田啓晃）

事務局所管の予算は、この場所で説明をさせていただきます。

また、予算全般の説明について、基本的には、各項目の節 10 万円以上の増減について説明させていただきますので、前年度と同額なもの、増減額が少額な節につきましては、説明を省略させていただきますので、ご了承願います。

それでは、別冊 1 の予算説明書 23 ページを、お開き願います。

1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費 98 万 4 千円で、前年度より 4 万 8 千円の減額でございます。

次に 24 ページをお開き願います。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目事務局費 4,496 万 6 千円で、前年度より 275 万 4 千円の増額となっております。

2 節給料から 4 節共済費合せて 67 万 6 千円の増で、主な増減は、人事院勧告及び定期昇給による増でございます。

次に 25 ページをお願いします。

11 節 需用費 42 万 2 千円の減で、主な増減は、燃料の単価減及びプリンタのトナー購入の減となっております。

13 節委託料 90 万 8 千円の増で、主な増減は、地方公会計の整備に伴う固定資産台帳の整備及びシステム導入や、労働安全衛生法の改正に係るストレスチェック制度の導入による増、給与システム改修の終了による減でございます。

18 節備品購入費 193 万円の増額で、プリンタ及びコピー機の更新による増でございます。  
なお、プリンタ更新による需用費で説明している、トナー代が減となるものでございます。  
次に 26 ページをお開き願います。

2 目退職手当組合精算費 1,532 万 6 千円の増で、平成 25 年度から平成 27 年度の 3 ケ年に係る退職手当組合追加負担金の精算分で、衛生分で 1,460 万 8 千円、消防分で 71 万 8 千円であります。

内訳については、記載のとおりでございます。

次に 27 ページをお願いします。

2 項監査委員費、1 目監査委員費 73 万 2 千円で、前年度より 33 万円の減額で、主な増減は、9 節旅費で、隔年参加の監査委員全国研修会に参加しないための減となっております。

以上、議会費、事務局費、退職手当組合精算費及び監査委員費の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認めます。

〔 3 款 衛生費 〕

○議長（溝部幸基）

次に、3 款衛生費の説明を求めます。

田中一郎衛生センター長。

○衛生センター長（田中一郎）

3 款衛生費について、説明させていただきます。

それでは予算説明書の 28 ページをお開きください。

3 款衛生費、1 項清掃費は 3 億 8,892 万 4 千円で、前年比 9,618 万 9 千円の減となっております。この主なものは、旧し尿処理施設の解体工事費となっております。

1 目し尿処理費は 2 億 4,729 万 8 千円で、前年度より 332 万 7 千円の減となっております。

2 節給料は 854 万 5 千円で 55 万 8 千円の減、3 節職員手当等は 533 万 2 千円で 82 万 2 千円の増、4 節共済費 493 万円で 1 万 9 千円の減となっております。

衛生費全体として職員 2 名の退職、1 名の新採用、再任用に伴う配置換え等による増減となっております。

7 節賃金は 202 万円、9 節旅費は普通旅費 13 万 7 千円で、ほぼ前年同額です。

11 節需用費 9,233 万 7 千円で 310 万 8 千円の減、消耗器材費などで 327 万 1 千円、残渣物等の焼却用の燃料費が 260 万 4 千円の減、施設の稼働が 3 年目に入るため、各種処理設備のオーバーホールが 254 万 2 千円の増、連絡用公用車の車検整備費が 13 万円の増等となっております。

次に 29 ページになります。

12 節役務費は 364 万 6 千円で 104 万 1 千円の増、焼却施設稼働によるダイオキシン類の作業環境測定等の増となっておりますが、来年度以降は半額程度となります。

13 節委託料は 1 億 2,987 万 6 千円で 166 万 7 千円の減で、し尿収集量の減により 200 万 6 千円の減、汚泥再生処理センターの運転管理業務 16 万 1 千円の増となっております。

14 節使用料及び賃借料は、前年と同額です。

18 節備品購入費は 13 万 2 千円で、被服貸与費 11 万 5 千円の増となります。

19 節負担金補助及び交付金は 5 万 2 千円で、ほぼ前年同額です。

27 節公債費 9 万 6 千円は、公用車の重量税です。

次の 30 ページをお願いします

2 目ごみ再生処理費 8,302 万 7 千円で、前年比 2,232 万円の減となっています。

2 節給料、3 節職員手当、4 節共済費は合計 506 万 6 千円で、951 万円の減は、し尿処理費と同様です。

9 節旅費は 13 万円で、6 万 5 千円の減です。

11 節需用費 3,853 万 7 千円で、401 万 5 千円の減となり、補修用消耗器材が 102 万 4 千円の減、修繕費で 217 万 7 千円の減などとなっています。

12 節役務費は 79 万 1 千円で、前年とほぼ同額です。

次に 31 ページをお願いします。

13 節委託料は 3,569 万 6 千円で、1,141 万 6 千円の減で主なものは、ストックヤードの実施設計業務委託料 1,188 万円です。

18 節備品購入費は 276 万 4 千円で、274 万 7 千円の増となっていますが、ゴミ再生処理施設で使用しているフォークリフトについて、購入から 14 年が経過し、2 回目のバッテリー交換が必要となっており、この交換費用に 140 万円を要することから、汚泥再生処理施設との共用等を考え、エンジン式の機種に更新させていただくものです。

19 節負担金補助及び交付金 1 万円、27 節公課費 3 万 3 千円は、前年とほぼ同じ内容となっています。

次の 32 ページをお願いします

3 目最終処分場処理費 5,859 万 9 千円で、前年比 2,264 万 1 千円の増で、主なものは、工事請負費で浸出水処理施設回転円板工事費の増によるものです。

2 節給料、3 節職員手当等、4 節共済費は合せて 351 万 5 千円、629 万円の減は、し尿処理費と同様です。

9 節旅費は、4 千円です。

11 節需用費は 868 万 5 千円で、100 万 8 千円の減は、燃料費の単価減で 40 万 9 千円、光熱水費の電気料が 22 万 2 千円、修繕費で 24 万 9 千円の減となっています。

12 節役務費は 100 万 8 千円で 71 万 9 千円の増、これは計量器検査が隔年実施によるものです。

13 節委託料は 920 万 7 千円、ほぼ前年同額です。

次の 33 ページをお願いします。

15 節工事請負費 3,617 万 7 千円で、最終処分場の回転円板の更新工事費となっています。先ほども局長より説明申し上げましたが、最終処分場は、平成 11 年の稼働から 17 年が経過してしておりますが、回転円板の更新は 15 年が目途とされることから、平成 28 年度で更新を行うものです。

19 節負担金補助及び交付金は、ほぼ同額です。

以上で、衛生費の説明を終わらせて頂きます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（溝部幸基）

説明が終わりました。質疑を行います。

○議長（溝部幸基）

9 番 伊藤政博議員。

○9 番（伊藤政博）

28 ページのし尿処理関係で、全体的なことでお尋ねしたいのですが、1 年間経過してきたわけですが、旧施設非常に視察の多い施設でした。視察内容でいうのは、処理に微生物をうまく活用して、薬品をなるべく使わないということが、非常にこの組合、長年の経験の中からその辺の技術が確立して、そういう実績も上がった訳です。他の施設と比べたら、非常に薬品の使用量が少なく、金額的にも当然の事ということがありました。そして、新施設に移行する段階で、その辺の技術の継承をぜひやっていただきたいとお話し、お願いした経緯があります。

今回、1 年間経過し、先ほどの 27 年度の補正も、その部分に関するものだと思うのですが、消耗器材費 480 万円ほど減額になっておりますので、1 年間やった結果、それなりの成果が上がったんだろうと感じているんですが、旧施設と新施設と比較した場合に、どの辺の部分が旧施設と比べたら改善されて、予算的に減らすことが出来た。或いは又、新たな色んな機能も増えている訳ですが、こういう部分が旧施設と比べたら機能的にも増えたんで、金額的にも予算化されていきますと、その辺少し、具体的なお話として聞かせていただきたいと、お尋ねします。

○議長（溝部幸基）

田中一郎衛生センター長。

○衛生センター長（田中一郎）

新施設3年目の稼動に入りまして、議員仰るように、職員一応頑張っております、先ほどの補正予算でありますとおり、1年目で使っていた薬品類が、ほぼ7割の量まで落としてこれています。

ただ、高度処理を行っているため、特にオゾン発生装置の電気代が、月々300万円ほど掛かっておりますので、これが、かなりうちの運営費としては、大きなウエイトを占めております。

また、視察の際に感じていると思うんですが、施設内、殆ど臭いがいたしません。これは、臭いの発生する各部署で活性炭を上手に使っております、臭いの外への漏出等、殆ど防いでおります。そういう部分で、これから益々薬品類をどうやって減らして行くかという事が、大きなポイントとなってこようかと思いますが、3年目で、また一段と薬品の使用量を減らして頑張っていきたいとしております。

ただ、施設の性質が、かなり前の施設とは変わっておりますので、今、浅野環境の職員にお願いして運営しておりますが、うちの若手職員2名を貼り付けし、将来的には、技術を全面的に組合の方に移転して行きたいというふうに考えております。

○議長（溝部幸基）

6番 花田 勇議員。

○6番（花田 勇）

昨年の10月29日、労働基準監督署が査察に入りました、と聞きました。

私は、衛生センターに労働基準監督署が、何、関係あるのかなと、色々調べてみました。

そしたら、汚泥再生処理センターのダイオキシン類に関する作業環境測定を行わなければならないという法律がありました。労働安全衛生法により、該当する廃棄物処理施設に従事する作業場内のダイオキシン類の濃度測定を、6ヶ月に1回、年2回、定期的に測定していなければならないと義務付けられております。

この法で定められている測定検査項目については、衛生センター側が実施する事になっておりますけれども、どういう視点から入られたのか、または、このほかに何か理由があったのか聞きたいと思えます。

○議長（溝部幸基）

田中一郎衛生センター長。

○衛生センター長（田中一郎）

労働基準監督署の現場査察については、昨年10月29日木曜日に、朝9時半頃から12時頃まで約2時間半程度、事務的な調査と現場の点検ということで入りました。

これは、指導員、査察官にも伺いましたが、特に目的があつて伺ったわけではなく、定期的な訪問ということで来させてもらったということで、汚泥再生処理施設もそうですが、最終処分場の査察、それから再生処理センターのリサイクルプラザ3施設とも、丁寧な査察をしていただきました。

それで、それぞれ多少の問題点、機械設備の点検簿等の整備について、指導をいただいたところです。

議員ご指摘の焼却施設につきましては、前の汚泥処理センターには、焼却施設はございませんでした。

今回の施設で、初めて残渣物を焼却するスペースを作ることによって、その衛生的な処理と処理手数料の処理経費の節減を図っているところですが、議員仰るとおり焼却施設が職場内にあった場合、ダイオキシン被爆の環境測定をしなければならないという指導を受けまして、次年度でも良いのでやりなさいというものですから、今回、28年度でダイオキシン、被爆の環境測定をやらせていただく、ただこれは、ダイオキシンについては最初の1回で良い、その次の年からは年2回、その他の項目の環境測定をやれば良いということで、先ほど申し上げましたとおり、29年度以降は、ほぼ半額程度の予算で環境測定をされるものと思っております。

以上でございます。

○議長（溝部幸基）

6番 花田 勇議員。

○6番（花田 勇）

それからもう1点、伺います。

新規採用者が衛生センター1名、これは、新聞にも応募採用の記事が載ったという事ですが、残念ながら私見ておりません。

たまたま先月中過ぎに、私のところに20代前半の若い者が訪ねて来まして、名前は分からないんです私、顔は覚えているんですが、めったに会うことがないものですから。

そうしたら、聞きたいことがあります。花田さんは、千軒の施設の担当議員だと聞いて来ました。

何ですかと言ったら、この募集のことなんです。福島から動きたくないから、地元に住たい。応募しようとしたんですけども、結局、廃棄物処理施設技術管理者というものが入っていたために、応募しませんでした。そういう話であったものですから、私も、その辺詳しく分からないものですから、後で調べて知らせますと言ったら、間もなく、友達に誘われて本州に働きに行きます、ということであったんです。

果たして、採用の応募があったんですか。採用の募集のあれに対して。

○議長（溝部幸基）

田中一郎衛生センター長。

○衛生センター長（田中一郎）

議員仰るように、うちで2名退職で、そのうち1名が再任用の期限切れということで、汚泥再生処理施設について職員1名を配置する必要があるということで、当時の管理者、副管理者、事務局長とも相談し、その採用方法をどうしますか、出来れば地元採用ということで、4町の新聞等に汚泥再生処理施設の技術管理者としての資格を持つ方の募集を、まずしようということで1段目の募集をしました。

半月間ほどの募集期間を設けましたが、残念ながら応募がなかったものですから、その中で第2弾として、函館工業高校と函館高等専門学校の方に、工業化学の専攻の方の推薦をお願いしたいという事で、私と前任の事務局長でお伺いし、推薦依頼した結果、函館工業高校工業化学科のほうから1名の推薦があり、面接をしていただき採用が決まった訳です。

その工業化学科の専攻を受けていますと、技術管理者の前期課程を免除していただける、というのがあるものですから、この部分で、この出身者について推薦していただき、採用に至ったということです。

○議長（溝部幸基）

6番 花田 勇議員。

○6番（花田 勇）

ということは、その電気の技術等を持っているからということですか。それとも、廃棄物施設技術管理者という免許を持っているんですか。その資格を取るには、そういう現場で、2年3年の実働経験が無ければ受けられないと聞いてますけれども、それは、どうするんですか。

○議長（溝部幸基）

田中一郎衛生センター長。

○衛生センター長（田中一郎）

最初は即戦力ということで、在野に有資格者がいないかということでの公募でございました。

在野に有資格者がいないということで、第2弾として、専門学校を出た、まだ資格を持っていませんけれど、専門学校で専門課程の教育を受けた方を採用するという事になりました。

○議長（溝部幸基）

6番 花田 勇議員。

○6番（花田 勇）

確かに専門学校出て来て、色んな技術の分かっている人でしょうけれども、資格そのものについては、やっぱり同じだと思うんですよね、一般の人と。

そうした場合には、やはりこの施設は4町の施設です。少なくとも、松前、福島、知内にも高校があります。実働2年3年経験をして、資格を取るんであったら、地元採用するのが当然じゃないかと、私は思うんですけど。少なくとも、人口減でもって、1人でも多くの地元で置きたいというのが、各町村の願いです。

果たして、それが正しいのか、どうか。私は、疑問を持っているんですけど。少なくとも、今後も、こういう募集があると思います。地元採用するのが本当だと思いますけど、どうですか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春管理者。

○管理者（鳴海清春）

今回の場合は、1人の職員、専門職という形で採用させていただきました。

私も途中から管理者となりましたので、その引継ぎを受けて面接をいたしました。

実際、福島町においても、今のような形態で採ることがあります。前回は、建築のほうの専門家を工業高校に依頼するという形で採るといった場合もあります。

ただ、議員ご心配のとおり、やはり、なるべく地元の人に、我々としては、やはり働いていただきたいという思いがありますので、今後、このような場合、意見をいただきましたので十分考慮しながら、その辺は、今後対応して参りたいと思っております。

○議長（溝部幸基）

暫時、休憩します。

---

休憩 15時54分

再開 15時55分

---

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

その他、質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認めます。

〔4款 消防費〕 （消防本部費）

○議長（溝部幸基）

次に、4款消防費の説明を求めます。

最初に、消防本部費について、高田 豊消防長。

○消防長（高田 豊）

それでは、消防本部費について説明しますので、予算書の35ページをお開き願います。

4款消防費、1項常備消防費7億5,648万4千円で、前年度より3億2,154万1千円の減、1目消防本部費2,670万円で、前年度より2億9,650万円の減額です。

減額の主な理由は、消防救急デジタル無線整備工事が完了したことによる減額です。

2節給料から4節共済費までは、職員3名分の人件費です。

なお、1名につきましては再任用雇用となることから、給料203万円、職員手当等202万4千円、共済費195万2千円、合計600万6千円の人件費が減額となりました。

36ページをお願いします。

11節需用費は14万5千円の増で、消防指令車の車検整備費の増額です。

18節備品購入費は63万4千円の増で、消防指令車用の車庫購入と貸付被服購入による増です。

以上で、消防本部費の予算説明を終わります。ご審議の程、よろしく願います。

○議長（溝部幸基）

説明が終了しました。

（松前消防署）

○議長（溝部幸基）

次に、住吉政美松前消防署長。

○松前消防署長（住吉政美）

それでは、松前消防署所管の予算について説明しますので、37ページをお願いします。

2目松前消防署費2億4,139万5千円で、前年度より601万8千円の減額です。

主な内容は、退職者2名、新規採用者2名分の人件費の差額減です。

2 節給料から 4 節共済費までは、職員 3 4 名分の人件費です。

38 ページをお願いいたします。

11 節需用費は 39 万 8 千円の減で、燃料単価の値下がりによる減額です。

13 節委託料は 75 万 2 千円の減で、デジタル無線保守点検料の減額です。

18 節備品購入費は 124 万 5 千円の減で、消防用ホース購入本数の減によるものです。

48 ページをお願いいたします。

2 項非常備消防費 5,373 万 6 千円で、前年度より 268 万円の増額です。

1 目松前消防団費 1,637 万 2 千円で、前年度より 24 万 6 千円の減額です。

主な内容は、車検台数が減ったことによる減額です。

9 節旅費は 22 万 8 千円の減で、渡島地方消防総合訓練大会参加人員減による費用弁償の減額です。

11 節需用費は 34 万 4 千円の減で、車検台数の減です。

49 ページをお願いします。

18 節備品購入費は 40 万 9 千円の増で、消防団旗更新による増額です。

56 ページをお願いいたします。

3 項消防施設費 1 億 3,845 万 6 千円で、9,427 万 8 千円の増額です。

1 目松前施設費 6,758 万 7 千円で、前年度より 4,647 万 3 千円の増額です。

主な内容は、水槽付消防ポンプ自動車購入による増額です。

11 節需用費は 12 万千円の増で、防火水槽取水口補修による増額です。

15 節工事請負費は 286 万 9 千円の減で、原口消防器具置場新築と解体工事、旧清部小学校前防火水槽補修工事費等を計上しています。

器具置場新築工事概要については別冊 2、予算説明資料で説明しますので、予算説明資料の 10 ページをお願いします。

上記が、新築工事関係で、建設予定地は松前郡松前町字原口 396 番地の 2、構造は木造平屋建て、延べ面積 33.12 m<sup>2</sup>で、現在の位置から 100m ほど松前寄りの原口保育所隣りに整備しようとするものです。

下側が、解体工事関係で、場所は松前郡松前町字原口 112 番地、構造はブロック造り 2 階建て、延べ面積 93.96 m<sup>2</sup>であります。なお、旧器具場は、新器具置場完成後に解体いたします。

56 ページにお戻りください。

18 節備品購入費は 4,503 万円の増で、本年度は、水槽付消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ購入費を計上しています。

なお、水槽付消防ポンプ自動車（水-Ⅱ型）の購入内容について、予算説明書を添付しておりますので、72 ページをお願いします。

予算説明書の 3 購入金額は、48,575 千円以内、購入方法は、指名競争入札及び随意契約によるという内容でございます。また、73 ページには図面等を添付しております。

56 ページに、お戻り願います。

19 節負担金補助及び交付金は 418 万 5 千円の増で、消火栓の更新数が 5 基から 10 基に増設されたことによる増額です。

以上で、松前消防署所管の予算説明を終わります。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

説明が終わりました。

（ 福島消防署 ）

○議長（溝部幸基）

次に、中島昌彦福島消防署長。

○**福島消防署長（中島昌彦）**

それでは、福島消防署所管の予算を説明しますので、40 ページをお開き願います。

3 目福島消防署費 1 億 5,020 万 6 千円で、前年度より 1,799 万 1 千円の減です。

主な内容は、定年退職者 2 名分の人件費の減です。

2 節給料から 4 節共済費までは、職員 2 1 名分の人件費です。

9 節旅費は 77 万円の減で、消防学校初任教育費等の研修旅費の減額です。

41 ページをお願いします。

11 節需用費は 150 万 9 千円の減で、燃料単価の値下がりと車検台数の減です。

18 節備品購入費は 153 万 8 千円の減で、空気呼吸器ボンベ更新完了による減と、新採用職員貸付被服等の減額です。

42 ページをお願いします。

19 節負担金補助及び交付金は 35 万 8 千円の減で、消防学校教材費と大型運転免許取得助成金の減です。

50 ページをお願いします。

2 目福島消防団費、1,556 万 8 千円で、前年度より 440 万 7 千円の増です。

主な内容は、消防団員の防火衣購入等による増額です。

9 節旅費は、38 万 7 千円の増で、消防団現地教育訓練が地元で開催されることに伴い、費用弁償を増額したものです。

18 節備品購入費は 399 万 8 千円の増で、消防団員の防火衣 4 0 着購入による増額です。

57 ページをお願いします。

2 目福島施設費 1,197 万 3 千円で、前年度より 753 万 5 千円の増です。

増額の主な内容は、平成 2 9 年度以降の消防庁舎改修に係る調査設計委託と、消防作業自動車購入による増額です。

13 節委託料 256 万 1 千円は新設科目で、消防庁舎改修工事調査設計業務委託料です。

18 節備品購入費 594 万円は新設科目で、消防広報作業自動車の購入費です。

以上で、福島消防署所管に関する予算説明を終ります。ご審議の程、よろしく願いいたします。

○**議長（溝部幸基）**

説明が終了しました。

**（ 知内消防署 ）**

○**議長（溝部幸基）**

次に、浅部 正知内消防署長。

○**知内消防署長（浅部 正）**

それでは、知内消防署所管の予算について説明しますので、43 ページをお願いいたします。

4 目知内消防署費 1 億 7,010 万 4 千円で、前年度より 47 万 7 千円の増です。主な内容は、車検台数が増えたことによる増額です。

2 節給料から 4 節共済費までは、職員 2 4 名分の人件費です。

9 節旅費は 80 万 7 千円の減で、消防学校の初任教育入校該当者無しによる研修旅費の減です。

44 ページを、お願いします。

11 節需用費は 65 万円の増で、車検台数の増です。

12 節役務費は 103 万 5 千円の増で、デジタル無線アプローチ回線使用料と空気ボンベ耐圧検査料の増です。

13 節委託料は 114 万 6 千円の減で、デジタル無線保守点検料の減と、北電の特定屋外タンク貯蔵所保安検査の減額です。

18 節備品購入費は 107 万 6 千円の減で、新採用職員無しによる、貸付被服購入費の減額です。

27 節公課費は 67 万 7 千円の増で、車検台数の増によるものです。

52 ページを、お願いいたします。

3 目知内消防団費 1,195 万 1 千円で、前年度より 36 万 6 千円の減です。

主な内容は、今年度、当町で開催される渡島地方消防総合訓練大会に伴い、消防団総合訓練大会を見合わせたことによる費用弁償の差と、ヘッドライト等支給完了による貸付被服費の減額です。以下、渡島地方消防総合訓練大会を渡島大会と言います。

9 節旅費は 26 万 4 千円の減ですが、渡島大会に伴い知内消防団総合訓練大会を見合わせたことによる費用弁償の減です。

11 節需用費は 16 万 6 千円の減で、車検台数減によるものです。

14 節使用料及び賃借料は 26 万 3 千円の増で、渡島大会に係る放送設備と仮設トイレ賃借料の増額です。

53 ページを、お願いします。

18 節備品購入費は 20 万 6 千円の減で、団員用ヘッドライトの支給が完了したことによる減額です。

58 ページを、お願いいたします。

3 目知内施設費 1,540 万 1 千円で、前年度より 82 万 8 千円の減です。主な内容は、工事請負費の減によるものです。

11 節需用費は 11 万 4 千円の減で、庁舎トイレの水洗化が完了したことによる減額です。

15 節工事請負費は 185 万円の減で、今年度は防火水槽新設工事を計画しております。

なお、工事概要については別冊 2、予算説明資料で説明しますので、予算説明資料の 11 ページをお願いします。

設置場所は、道道湯ノ里渡島知内停車場線の北側道路沿いで、重内神社から尾刺方向へ約 300m の位置に設置する予定です。構造は国の基準に則った耐震性防火水槽で、容量につきましては 40 m<sup>3</sup>であります。

予算説明書の 58 ページへお戻り願います。

19 節負担金補助及び交付金は 84 万 7 千円の増で、消火栓更新工事費の増額です。

22 節補償・補填及び賠償金 26 万 7 千円は新設科目で、防火水槽の建設予定地が民有地であることから、工事の支障となる立木と水道管の移設を補償するものであります。

以上で、知内消防署所管の予算説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

#### ○議長（溝部幸基）

説明が終わりました。

#### （木古内消防署）

#### ○議長（溝部幸基）

次に、澤口秀喜木古内消防署長。

#### ○木古内消防署長（澤口秀喜）

それでは、木古内消防署所管の予算を説明しますので、45 ページをお願いします。

5 目木古内消防署費 1 億 6,807 万 9 千円で、前年度より 150 万 9 千円の減です。

主な内容は、現役職員の救急救命士養成が終了したことによる諸費用の減額です。

2 節給料から 4 節共済費までは、職員 24 名分の人件費です。

9 節旅費は 40 万 5 千円の減で、消防学校入校旅費等の減額です。

46 ページをお願いいたします。

11 節需用費は 218 万 7 千円の減で、燃料単価の値下がりや車検台数の減によるものです。

12 節役務費は 19 万 5 千円の増で、デジタル無線アプローチ回線使用料の増額です。

14 節使用料及び賃借料は 26 万 2 千円の増で、複写機リース料の増額です。

18 節備品購入費は 60 万 8 千円の減で、庁舎用備品及び貸付被服の購入減です。

47 ページをお願いいたします。

19 節負担金補助及び交付金は 181 万 2 千円の減で、救急救命士養成課程及び大型運転免許取得助成の対象者がいないための減額です。

27 節公課費は 54 万 1 千円の減で、車検台数減によるものです。  
54 ページをお願いいたします。

4 目木古内消防団費 984 万 5 千円で、前年度より 111 万 5 千円の減です。平成 27 年度、渡島大会開催地に係る諸費用が不要となったことによる減額です。

9 節旅費 23 万 3 千円の減、また、14 節使用料及び賃借料 71 万 8 千円の減は、渡島大会関連の減額です。  
55 ページを、お願いいたします。

18 節備品購入費は、22 万 1 千円の減で、中継タンクと貸付被服の購入減です。  
27 節公課費 21 万 5 千円は新設科目で、車検整備によるものです。  
59 ページを、お願いいたします。

4 目木古内施設費 4,349 万 5 千円で、前年度より 4,109 万 8 千円の増です。  
主な内容は庁舎望楼の耐震改修工事と防火水槽新設工事費によるものです。

13 節委託料 210 万円は新設科目で、庁舎望楼耐震工事監理業務委託料と、庁舎改修工事実施設計業務委託料です。

15 節工事請負費 3,749 万 8 千円の増は、望楼耐震改修工事費と防火水槽新設工事費の増額です。  
両工事については、別冊 2 の予算説明資料で説明します。予算説明資料の 12 ページをお願いいたします。  
国道側が東側立面図、知内方向側を南側立面図とし、改修工事箇所を矢印で明示しております。  
なお、13 ページには、望楼の断面図を掲載してございます。

14 ページは、新設防火水槽の位置・構造等でございます。位置的には木古内小学校グラウンドの南東側、町道下町 1 線沿いに建設を予定し、構造は国の基準に則った耐震性防火水槽、容量 40 m<sup>3</sup>であります。  
59 ページにお戻り願います。

18 節備品購入費 21 万 2 千円は新設科目で、庁舎ホームタンクの更新経費です。  
19 節負担金補助及び交付金は 126 万 4 千円の増で、消火栓移設工事費負担金の増額です。

以上で、木古内消防署所管の予算説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基）

4 款消防費の説明が終わりました。  
暫時、休憩します。

---

休憩 16 時 19 分  
再開 16 時 30 分

---

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
質疑を行います。質疑ございませんか。

○議長（溝部幸基）

4 番 福嶋克彦議員。

○4 番（福嶋克彦）

4 番福嶋です。

今、全般的に松前から木古内まで、各消防署に係る説明をいただきました。

そこで、3 署の署長が定年だというふう聞いておまして、次になる管理職手当が 3 署とも載っておりません。

私は、少なくとも 4 月以降、署長なしという訳には行かないと思いますし、もう 1 つは、補正で対応するんだと、臨時会は 4 月後半と言いましたか、先ほど。行政報告の中で、ストックヤードの積算が 3 月中旬になるため、補正計上しておりますと、臨時会に提案しますというふうな事で聞きました。

しかし、4 月の後半で、臨時会で管理職手当を新たに設けるといふような考え方、それまでどうするんだと言ったら、時間外で、誰がなるんだか分からないので積算できないと。従って、時間外で対応する、流用して管理職手当に支出するという考え方、論でございませぬけれども、私は、基本的におかしいと思います。

なぜ、4月に署長になる人がすぐ居る、誰かしなければならない立場に3署ともなったわけですけども、これを時間外手当を流用してやるという基本的な考え方は、間違っている。私の考えですけども、おかしいなと言うふうな感じをいたします。

それと、もう1つ。

先ほど、消防施設のタンクの予算を、知内町と木古内町の同じ40tの中で、片方は1,700万円、木古内町は1,700万円、知内町は870万円、なぜ、半分以下になるの。

工法が違うようだ、もう1つは、うちの場所が水道管の施設からかなり200m離れている。従って、その経費が120万くらいある。だけれども、それを割り引いても、まだ倍、500万以上違う。

そういう工法が、隣り村同士ですね、同じ広域の中で、片方は安物、片方は高い工法でやる、これでいいものか、どうか。

それで、予算を査定するのは、どこで査定するんですか。広域といいますか、同じ消防団の中で、隣り同士で、うち半分で出来ちゃうよ、うち倍かかっちゃうよ。これは、まかり通ることなんじゃないか。

私はね、その工法違うから、場所によって、例えば水道管、水道施設がなかったとか、山から湧水を取るとか、色々な条件が違ってですね、その位置によって、大分誤差があると、これであれば止むを得ないと感じるんですけど、そういう点で2点、質問したいと思います。

○議長（溝部幸基）

中島和俊事務局長。

○事務局長（中島和俊）

管理職手当については、事務局費で、総体的な説明を落としてしまいました。お詫びします。

只今、議員仰ったとおり、消防署においては、3署の署長さんが定年退職、し尿処理関係の衛生センター長が定年退職ということで、管理職が4人定年になります。

それで、従来の当初予算の見方ですけど、次の管理職になる方が確定していない今の段階では、その時の現職の管理職手当と、それから時間外手当は、その時おられる管理職以外の職員のダブルカウントの予算計上をしておりました。

今回の査定で、構成町の負担軽減、或いは重複する予算を見ることをせず、まずは、管理職手当にあつては、3月末に確定した段階で、次の議会で補正させていただきます。時間外手当は、その段階で署長になる方の時間外勤務手当の計算をしておりますので、その時間外手当は、管理職手当が計上、追加した段階では、時間外手当を減額するというふうな計上の仕方に替わったということです。

ですから、従来の方法も、けして間違いではございませんけれども、只今説明したとおり、重複する予算を見ないという方針で、今回は管理職手当の予算計上の仕方を替えたということでございます。

○議長（溝部幸基）

高田 豊消防長。

○消防長（高田 豊）

防火水槽の整備費の違いですけども、議員ご理解されているとおり、場所によりまして地盤の良し悪しによりまして、工法が変わってまいります。

それで、今年度、木古内署で計画している所は、地盤が悪いものですから、潜函工法といいまして、掘る前に管ですね、それを埋めて、それを掘りながら、工事するという形になります。

それで、一昨年に知内町の方でも実施されておりますので、それと、どうしても水道管を引っ張りますので、その水道管の位置、当然、長い短いで大分変わってはきます。

それと、設計なんですけれど、これは町の建設課の方に依頼しておりますので、これくらい掛かるというのであれば、ある程度ご理解をいただくしかないのかなと思います。

それと、どうしても、その場所に消火栓でも防火水槽でも必要になりますので、どうしても、整備費が掛かるから違う場所にというふうには、なかなか行かないものですから、その辺もご理解いただきたいなと思います。

○議長（溝部幸基）

4番福嶋克彦議員。

○4番（福嶋克彦）

今、消防の水槽については、ある程度理解しました。

設置する場所も、小学校のすぐ脇ですね、地盤も悪いということは、私も現職時代に、ある程度基盤整備、基礎的に違う、設計的にも違うという意味で、ある程度理解しました。

しかし、中島事務局長の考え方、私はちょっと納得行かないな。

今、手当というものの、発令するのは例えば4月1日発令の1週間前に内示する。給料の支給日は、木古内町は21日、そしたら発令して予算無くて、21日にまだ臨時会やらなくて、末にね、そしたら、それでいいんですか。流用して、時間外手当から管理職手当を一時借りておくだ、こういう考え方を3署とも、しかも先ほど終わりました衛生センター長も、同じ事だよ。

先ほど質問しませんでしたけれども、4か所の管理職が替わるから、誰になるか分からないから積算できないんだ。

だけでも、その何人かの予定者の中から、最高額の人を概算的に管理職手当なんぼ。何千円違うんですか、何万円違うんですか、そのだいたい10%近いぐらいの管理職手当を年間積算すればいいんでしょ。

それを分からないからしない、手当から流用する。しかも補正は給料支払った後、後回しといたしますか、先付けで、そういうふうな考え方、ちょっと私は基本的な考え方が、福島町が本部だから、私どもの町の考え方が前からそうだったから従ってください、ということはね、私はいかがなものかなと考えております。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春管理者。

○管理者（鳴海清春）

今、管理職手当の計上の仕方だと思います。

従来、福島町の手法としては、ある程度人事を終えた後に、次期の議会において修正提案するという形を取らせていただきました。

確かに福島議員仰るとおり、細節をある程度縛れば、そういう考え方もあるんだと思いますが、ただ節そのものが、きちっと職員手当の中に包含されていて、そこまで予算が細節縛りということは、私は無いんだと理解してございますので、当然、署長につきましても、従来の職員が上がる訳でありますので、そういった中で、予算そのものが極端に膨らんだりするわけではございませんので、今、中島事務局長も言いましたけれども、重複を避けるなかで、きちっと人事が確定した時、次回の議会で修正といたしますか、正しいものに整理をさせて頂きたいと思っておりますので、その所は方法の違いでございまして、けしてどちらが正しい、間違っているという事ではないんだと思っておりますので、そこはちょっとご理解をいただきたいと思っております。

○議長（溝部幸基）

9番 伊藤政博議員。

○9番（伊藤政博）

今、4番議員さんの質疑がありましたけれども、私もそれについて見解を質す訳です。

確かに予算的、内容的については、職員手当費の中でのやり繰りですから、別に問題ないと思います。

ただ、考え方として、消防署長、1番トップでしょう消防組織の。その管理職手当を、当初予算に計上しないという考え方が、いかがなものだという事なんですね。

ですから、何れにしても補正で動かすのであれば、当初である程度の金額で、例えば、前任者と同じでも良いですし、ただ新しくなる方、当然給与、多分下だと思いますから、それ以上あることはないと思いますし、ダブルカウントであれば、時間外のほうを人数分で按分して削っておけば良い事で、管理職の部分を始めから入れないということを考え方自体、まず、私は非常に問題があるのではないかと思います。

確かに、予算的な金額的な措置としては、十分対応できるわけですがけれども、その辺の考え方を、これから改めていただきたい。

それから、もう1点。防火水槽の関係であります。

今、話題になりましたけれども、場所によっては、2倍も工事費が掛かる事、ある程度、止むを得ないともいえますし、本当にそうなのかなと疑問を持たざるを得ませんし、組合の中には、そういう土木関係の技術者が居ませんので、構成町で積算したものを、なかなかあーだこーだ精査することも難しいわけでありませぬ。

もう1点言わせていただければ、27年度で、松前と知内で同じ程度の金額で防火水槽を作っています。

その中身を見ますと、かなり出来上がったものが違う、機能もかなり差がある。片方は、消火栓を開ければ、すぐそのタンクの中に水が入りますけれども、一方の町では、他所から汲んできた水を空けなければならぬという意味で、消防本部として、やはり前から私申し上げることですけれども、整備水準というのは、それなりに最低限はここまでやるんだと、その辺のことをきちんと、本部としての考え方をきちんとまとめながら、やって行くことが大事ではないかと思っています。

本来ではないんですけれども、今までも、どちらかという各構成町の財政力に応じて、それぞれの整備が変わって来るという内容であります。

しかし、一部事務組合というのは、本来的には、それらの業務を一切構成町から請け負っている訳ですから、そこでやることに對して、各構成町は負担金使途として、言うならば義務費として払わなければならないんです。

けして私の町に、これだけお金がありますから、このお金でやってくださいと委託されている訳ではないのですから、その辺のことも、もう一回原点に立ち返って、消防設備の整備水準、勿論、給与体系についてもそうなんです、もう一度、その辺きちんと体系付けをしていただきたいと、基本的な考え方について、できたら管理者のご答弁をいただきたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春管理者。

○管理者（鳴海清春）

まず、管理職手当につきましては、私も、どちらかと言うと議員と、査定の段階で気づきまして、ちょっと質疑をした経緯があります。

ただ、今回に至っては、ある程度時間の無い中で、各町に又フィードバックして負担金を再精査という形となれば、各町も今回の場合は、特に松前、木古内さんが予算を、選挙がらみもありましたので、なかなか時間の無い中でやらしていただきましたので、その所は今日2名の議員さんから意見をいただきましたので、もう一度、ちょっと、今後の検討課題とさせて頂きたいと思います。

今回は特に、4署のうち3署が対象となりますので、目立つ形になったと思いますので、その辺はちょっとご理解していただきたいと思います。

そして、工事の関係につきましては、正に私も同じような考えを持っておりまして、実は、この前の参与幹事会の中でも、各町長さん方にも話をさせていただきました。

やはり、きちっと広域を連携して組織立てている中で、やはりきちっと公平性だとか色んな観点がありますので、やはり消防本部が、きちっとその所は横並びの考えを持って整理しなければ、ただ、皆さんご承知のように、今まで消防については、ある程度所属町の方にお問い合わせする形で、今まで経緯があります。

そういった中でも、ただ、やっぱり広域を構成している以上、やはりきちっと事務局が全体を統括するような形で、これからはお願いしたいという事で、私のほうからも指示してでございますので、今後は、このような事、なるべくは、きちっと本部の方で責任を持ちながら、かつ、地元町長さん方にもお願いしながら、あまり齟齬の生じないような形を取って行きたいと、そのように思っております。

○議長（溝部幸基）

その他、質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認めます。

〔 5 款公債費、6 款諸支出金、7 款予備費 〕

○議長（溝部幸基）

次に、5 款公債費、6 款諸支出金、7 款予備費の説明を求めます。

中島和俊事務局長。

○事務局長（中島和俊）

60 ページを、お願いします。

5 款公債費、1 項同じで、9,395 万 9 千円、前年比 2,216 万 4 千円の増額です。

1 目元金、23 節償還金利息及び割引料 8,680 万 1 千円、前年比 2,297 万 8 千円の増額です。

汚泥再生処理センター整備に係る平成 24 年度起債 2,317 万 6 千円の償還開始による増と、旧し尿処理施設の平成 17 年度アスベスト関係の起債償還が、昨年度終了したことによる差し引きであります。

61 ページです。

2 目利息 715 万 8 千円、前年比 81 万 4 千円の減額です。

償還する元金が、年々減少していく中での利息の減と、説明の一番下に書いておりますが、一時借入金限度額の大幅な減による利息の減です。

62 ページです。

6 款諸支出金、1 項前年度会計剰余還付金、1 目同じは、前年度同額の 1 千円です。

決算で、消防費関係分に剰余金が生じた場合、剰余金を構成町へ還付するための整理科目です。

63 ページです。

2 項退職手当組合精算還付金、1 目同じは、333 万 3 千円、全額の増です。

総務費の退職手当組合精算費で説明したとおり、3 年に 1 度の精算により、3 町に対して還付金が生じたものです。26 ページで説明しておりますが、消防分の関係です。

64 ページです。

3 項積立金 1,075 万 6 千円、前年比 4 万 7 千円の減額です。

1 目衛生センター施設整備基金積立金 883 万 8 千円、前年比 4 万円の増額です。

浄化槽汚泥処理手数料 864 万円と、基金の利息 19 万 8 千円を財源に、積立を予定しています。

65 ページです。

2 目石油貯蔵施設立地対策等交付金基金積立金 191 万 8 千円、前年比 8 万 7 千円の減額です。

北斗市の石油貯蔵量の減少に伴うものです。

石油貯蔵施設立地対策等交付金 191 万円と、基金の利息 8 千円を財源に、積立を予定しています。

66 ページです。

7 款予備費、項及び目同じで、前年度同額の 200 万円です。

以上で、5 款公債費から 7 款予備費までの説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（溝部幸基）

説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本日の会議時間は、「日程 10 閉会中の正・副議長、議員の出張承認について」を終了するまで延長したいと思います。ご異議ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認めます。

「日程 10 閉会中の正・副議長、議員の出張承認について」が終了するまで、会議時間を延長する事に決定しました。

審議を続けます。

## 〔 歳入全般 〕

### ○議長（溝部幸基）

次に、歳入全般についての説明を求めます。

中島和俊事務局長。

### ○事務局長（中島和俊）

8 ページに、お戻りください。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金 13 億 4,665 万 2 千円、前年比 3 億 1,128 万 8 千円の減額です。

1 目衛生負担金 3 億 6,845 万 2 千円、前年比 9,250 万 1 千円の減額です。

旧し尿処理施設解体完了による減です。

説明欄に、各予算科目別の負担金額を記載しておりますが、構成町別の衛生負担金の内訳は、1 節松前町負担金 1 億 2,473 万 3 千円、2 節福島町負担金 1 億 1,018 万 6 千円、うち地方交付税 3,763 万 5 千円、3 節知内町負担金 5,926 万 4 千円、4 節木古内町負担金 7,426 万 9 千円となっております。

10 ページです。

2 目消防負担金 9 億 7,820 万円、前年比 2 億 1,878 万 7 千円の減額です。

デジタル無線関係設備完了による減です。

構成町別の消防負担金の内訳は、1 節松前町負担金 3 億 4,582 万円、2 節福島町負担金 1 億 9,004 万 8 千円、3 節知内町負担金 2 億 939 万 4 千円、4 節木古内町負担金 2 億 3,293 万 8 千円となっております。

ただいま説明の衛生負担金と消防負担金の合計 13 億 4,665 万 2 千円を、構成町ごとに集計しますと、松前町の負担金が 4 億 7,055 万 3 千円で、前年比 1 億 6,776 万 3 千円の減、福島町が 3 億 23 万 4 千円、前年比 3,565 万 5 千円の減、知内町が 2 億 6,865 万 8 千円、前年比 9,590 万 2 千円の減、木古内町が、3 億 720 万 7 千円、前年比 1,196 万 5 千円の減という状況であります。

12 ページです。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料 1 億 1,705 万 9 千円、前年比 253 万 5 千円の減額です。

1 目し尿処理手数料 1 億 399 万 9 千円、前年比 135 万円の減額です。

し尿収集量 1 万 9,250kℓ、前年比 250kℓ減の収集量見込みによる予算計上です。

13 ページです。

2 項浄化槽汚泥処理手数料 864 万円、予算額・処理量見込み 1,800kℓとも、前年度と同じであります。

なお、この手数料は、全額、衛生センター施設整備基金に積立いたします。

14 ページです。

3 目ごみ処理手数料 416 万円、予算額・処理量見込み 800 t とも、前年度と同じであります。

15 ページです。

4 目消防手数料 26 万円、前年比 118 万 5 千円の減額です。

各署における危険物施設の申請等手数料ですが、今年度は、知内発電所関係の許可申請の予定がないため減となったものです。

16 ページです。

3 款道支出金、1 項道交付金、1 目消防施設整備費交付金 191 万円、前年比 8 万 9 千円の減額です。

減額の理由は、歳出と同様、北斗市の石油貯蔵量減少による減です。

全額を、石油貯蔵施設基金に積み立ていたします。

17 ページです。

4 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金 20 万 6 千円、前年比 4 万 2 千円です。

説明欄に記載している各利子、衛生分 19 万 8 千円、消防分 8 千円は、それぞれの基金に積立いたします。

18 ページです。

2 項財産売払収入、1 目物品売払収入 500 万円、前年同額です。  
アルミプレス等の売上代金です。  
19 ページです。

5 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目衛生センター施設整備基金繰入金 3,617 万 7 千円です。  
議案第 4 号に関する最終処分場の回転円盤更新工事に係る繰入金です。  
構成町ごとの基金繰入額は、記載のとおりです。  
20 ページです。

6 款繰越金、1 項及び 1 目同じで 1 千円、前年度同額、整理科目です。  
21 ページです。

7 款諸収入、1 項組合預金利子、1 目同じで、2 千円、前年度同額です。  
組合の普通預金の利子です。  
22 ページです。

2 項雑入、1 目同じで、265 万円、前年比 7 万 3 千円の増額です。  
7 月 10 日（日）、知内町で開催予定の渡島大会助成金 50 万円等であります。

以上で、歳入全般の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（溝部幸基）

説明が終わりました。質疑を行います。  
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認めます。

〔歳入歳出全般〕

○議長（溝部幸基）

これより、歳入歳出全般についての質疑を行います。  
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。討論を行います。  
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。採決を行います。  
お諮りいたします。議案第 5 号を決することに賛成の方は、起立を願います。  
（賛成者起立）

○議長（溝部幸基） 起立全員であり、議案第 5 号は可決いたしました。

---

◎閉会中の継続調査の申し出について

---

○議長（溝部幸基）

日程第 9 閉会中の継続調査の申し出についてを、議題といたします。  
お諮りいたします。

し尿処理施設整備に関する調査特別委員会、又地信也委員長より、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、継続調査といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、只今、お諮りしましたとおり承認することに決定いたしました。

---

## ◎閉会中の正・副議長、議員の出張承認について

---

### ○議長（溝部幸基）

日程10 閉会中の正副議長、議員の出張承認についてを、議題といたします。  
お諮りいたします。

閉会中、議会において、出席又は派遣を要する諸行事、慶弔、会議、研修等について、正副議長、議員を出張させたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

### ○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、ただ今お諮りしましたとおり、承認することに決定いたしました。

なお、出席または派遣する議員については、その都度、議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

### ○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、その都度、議長において指名することに決定いたしました。

---

## ◎閉会の議決

---

### ○議長（溝部幸基）

以上で、本議会の案件審議は、全て終了いたしましたので、平成28年第1回定例会を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

### ○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認めます。

---

## ◎閉会宣告

---

### ○議長（溝部幸基）

これをもって閉会いたします。

どうも、ご苦勞様でした。

（閉会 午後5時00分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡島西部広域事務組合議会

議 長 溝部 幸基

署名議員 又地 信也

署名議員 佐藤 孝男